



平成 18 年 3 月期 第 1 四半期業績の概況 (連結)

平成 17 年 8 月 10 日

上場会社名 川田工業 株式会社
(URL <http://www.kawada.co.jp/>)

(コード番号: 5931 東証・大証 第 1 部)

代表者 取締役社長 川田 忠裕

問合せ先責任者 常務取締役経理部長 渡邊 敏 (TEL: 03-3915-4325)

1. 平成 18 年 3 月期の業績予想 (平成 17 年 4 月 1 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日)

(1) 連結業績予想 (注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

	売上高	
平成 18 年 3 月期予想	102,000 百万円	3.3%
平成 17 年 3 月期実績	105,485	3.6

(注) パーセント表示は、前年同期比増減率

(2) 個別業績予想

	売上高		受注高	
平成 18 年 3 月期予想	71,500 百万円	2.5%	58,000 百万円	25.7%
平成 17 年 3 月期実績	73,324	1.9	78,044	10.1

(注) パーセント表示は、前年同期比増減率

[連結・個別業績予想に関する定性的情報等]

個別の受注高につきましては、橋梁部門の独占禁止法第三条(不当な取引制限の禁止)違反の容疑に対する公正取引委員会からの刑事告発により、国土交通省を始め、各自治体等の発注者より行政処分(指名停止措置)を受けていることが影響し、58,000 百万円程度となる予想であります。

個別の売上高につきましては、平成 17 年 6 月 15 日の「通期業績予想の修正に関するお知らせ」にて公表した売上高予想に変更はございませんが、連結の売上高につきましては、連結子会社である川田建設(株)の当初 26,000 百万円とした売上高予想が、厳しさを増す地方自治体発注工事の減少による影響を勘案し、24,000 百万円の見込みとなったことから、前回公表より 2,000 百万円減少した 102,000 百万円程度となる予想であります。

また、前回公表時にも記述しましたとおり今回の不祥事に対する課徴金が発生した場合には、通期業績に影響を与えることが予想されますので、判明次第、改めてお知らせいたします。

2. 平成 18 年 3 月期第 1 四半期業績の概況 (平成 17 年 4 月 1 日 ~ 平成 17 年 6 月 30 日)

(1) 個別受注実績

	受注高	
平成 18 年 3 月期第 1 四半期	11,147 百万円	31.6%
平成 17 年 3 月期第 1 四半期	16,290	72.3

(注) 受注高は、当該四半期までの累計額

パーセント表示は、前年同四半期比増減率

(参考)受注実績内訳

(単位：百万円)

区 分	平成 18 年 3 月期 第 1 四半期	平成 17 年 3 月期 第 1 四半期	比 較 増 減	増減率	
橋 梁	官 公 庁	92 (0.9%)	4,033 (24.8%)	3,940	97.7 %
	民 間	1,115 (10.0)	790 (4.9)	324	41.1
	計	1,208 (10.9)	4,823 (29.7)	3,615	75.0
鉄 骨	官 公 庁	()	()		
	民 間	4,744 (42.6)	4,621 (28.3)	123	2.7
	計	4,744 (42.6)	4,621 (28.3)	123	2.7
建 築	官 公 庁	67 (0.6)	4 (0.0)	63	
	民 間	4,562 (40.9)	6,430 (39.5)	1,867	29.0
	計	4,630 (41.5)	6,434 (39.5)	1,803	28.0
そ の 他	官 公 庁	2 (0.0)	4 (0.0)	2	46.8
	民 間	561 (5.0)	406 (2.5)	155	38.2
	計	564 (5.0)	411 (2.5)	152	37.2
合 計	官 公 庁	163 (1.5)	4,041 (24.8)	3,878	96.0
	民 間	10,984 (98.5)	12,248 (75.2)	1,263	10.3
	計	11,147 (100.0)	16,290 (100.0)	5,142	31.6

(注) () 内のパーセント表示は、構成比率

[個別受注実績に関する定性的情報等]

当該四半期の個別受注実績は、鉄骨部門が前年同四半期に比べ微増で推移しているものの、橋梁部門において官公庁からの行政処分（指名停止措置）の影響による大幅な減少に加え、建築部門の民間工事の減少も影響し、全体で前年同四半期比 31.6%減少の 11,147 百万円となりました。

(2) 当該四半期において企業集団の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えた事象

当社は、平成 17 年 5 月 23 日に独占禁止法第三条（不当な取引制限の禁止）違反容疑により公正取引委員会から刑事告発され、平成 17 年 6 月 15 日には当社並びに当社社員 1 名が同容疑により東京高等検察庁から起訴されています。これを受け現時点で加重変更処分もあり、国土交通省の東北・関東・北陸からは 12 ヶ月、他の地方整備局からは 8 ヶ月の指名停止処分を受けたことをはじめ、他の自治体からも同様の行政処分を受けるに至っています。こうした状況下で橋梁部門の通期受注高が当初見込みよりも 170 億円程度減少することが予想され、これに伴い、売上高の減少及び工場の低操業による間接比率の上昇リスクが営業利益を押し下げる可能性があります。

また、行政処分に伴う課徴金・違約金・罰金が当期純利益を押し下げる可能性があります。

以 上